

新型コロナウイルス感染症における『出席停止措置並びに臨時休業の実施』等の対応について

東近江市教育委員会学校教育課

令和2年7月28日現在

学校において感染者が発生した場合等の対応については、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（文部科学省）に基づいて、以下のとおり対応します。

なお、今後の文部科学省からの新たな通知等で変更になる場合があります。

A 児童生徒及び教職員が感染した、または濃厚接触者と特定された場合について

※お子様やご家族が感染者・濃厚接触者となった場合は必ず学校にご連絡ください。

感染者の確認・学校の認知

児童生徒や教職員の感染が確認された場合は、本人・保護者から、また関係機関を通じて学校に連絡が入ります。

感染者・濃厚接触者の「出席停止」

児童生徒・教職員が感染者と判明、もしくは濃厚接触者に特定された場合には、当該学校において、**本人に対し、「出席・出勤停止」とします。**

※児童生徒が感染した場合、同じ学級・登校班・部活動の児童生徒、担任等は濃厚接触者とみなします

※「出席・出勤停止」の期間

- ・感染者については、医師が治癒したと判断するまでの期間
- ・濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間

※家族が濃厚接触者と特定された場合(本人は該当しない)

- ・健康観察を強化して登校・勤務を継続
- ・発熱等のため保護者の申し出により出席・出勤停止措置可

調査協力のための「臨時休校」

濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、当該学校の「臨時休校」を実施し、保健所の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査を行います。(概ね3日程度)

【感染エリアの消毒作業】

「臨時休校」期間中に、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の施設と物品を消毒します。

感染拡大防止のための「臨時休校(休業)の実施」

感染経路が不明で、学校内で感染が広がっている可能性が高いと市が判断した場合、必要な規模(学級・学年・学校)と期間を判断し、「臨時休校(休業)」を行います。

※対象になった学校では、登校日を設けることや臨時預かりを行うことはありません。

保健所の調査や学校医の助言

感染経路が特定され、学校内で感染が広がっている可能性が低いと市が判断した場合

学校の再開

感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を再開します。

B 地域で感染経路不明の感染者が多数発生しているが、学校で感染者が発生していない場合について

地域や生活圏の感染状況を踏まえた上で「臨時休校」を行う場合もあります。

※感染リスクを低減しつつ、登校日を設けることがあります。
※臨時預かりを行うことがあります。

C 緊急事態宣言の対象区域と特定された場合について

県や市から休校要請があった場合、「臨時休校」を行うことがあります。

※感染リスクを低減しつつ、登校日を設けることがあります。
※臨時預かりを行うことがあります。